令和7·8年度 日高市小規模工事·修繕等 競争入札参加資格審査申請要領

1 資格審查申請対象者

日高市に所在を置く事業者で、令和7・8年度に市が発注する<u>予定価格130万円</u>以下の小規模工事・修繕等を対象に見積り合わせに参加しようとする方です。

なお、この登録申請をした方は「小規模工事・修繕等資格者名簿」に登録され、 市が予定価格130万円以下の小規模な工事、修繕等を発注する際に指名業者選定の 対象となりますが、指名や契約を約束するものではありません。

次のいずれかに該当する方は、申請できません。

- ①契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- ②地方自治法施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、市の競争入札に参加させないこととされた方
- ③免許・許可・登録等を必要とする業種の場合、それらを受けていない方
- ④ 市税の未納がある方 (徴収猶予制度の適用を受けている場合を除く)
- ⑤私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、又は刑法第96条の6の規定(公契約関係競売等妨害)に違反し、市長から資格を抹消され、当該抹消された日から2年を経過しない方
- ⑥暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。 以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であっ て、市長が不適格であると認める方

2 申請業種

別紙「小規模工事の業種」の2種類以内 「建設工事資格者名簿」に登録されている業種は登録できません。

3 申請期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月29日(金)まで

※ 資格の有効期間内は随時受付を行います。

4 申請方法

(1) 電子申請

原則として**日髙市電子申請サービス**から申請してください。 電子申請は以下のURL もしくは二次元コードから該当ページへアクセスしてくだ さい。

○電子申請用URL

https://apply.e-tumo.jp/city-hidaka-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=79036

○電子申請用二次元コード



- メールアドレスが必要になります。
- ・ 添付書類等は画像データを添付してください。
- ・ 電子申請の場合、紙の書類の提出は不要です。提出書類等は画像データを電子申請の 際に添付してください。
- ・ 電子申請はスマートフォンからも申請可能です。

(2) 郵送申請

電子申請が困難な場合は郵送で申請書類を提出してください。(受付最終日消印有効)

[送付先]

〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地 日高市役所 総合政策部 管財課 契約検査担当 「令和7・8年度小規模工事・修繕等資格審査申請書類在中」

- ※一般書留、簡易書留、特定記録郵便、配達時間帯指定郵便、レターパックによる郵送又は持参により提出してください。持参した場合でも管財課窓口では書類の受領のみで、内容確認は行いません。
- ※ <u>封筒の表に「令和 7 ・ 8 年度小規模工事・修繕等資格審査申請書類在中」と赤で必ず記載してください。</u>
- ※ 提出書類に不備・不足があった場合は申請受理を保留し、確認後、必要書類が 揃ってから受理となります。
- ※ 書類収受の確認を希望する場合は、返送先を明記したはがき(切手貼付、裏面 未記入)を同封してください。収受印押印後、返送します。

5 提出書類等

- (1) 小規模工事・修繕等競争入札参加資格審査申請書 【郵送申請のみ】
 - ・ 電子申請の場合は、申請書作成の必要はありません。必要内容を入力し、添付 書類等の画像データを添付して送信してください。
- (2) 委任状【代理人を置く場合のみ】
- (3) 履歴事項証明書 (商業登記簿謄本) 【法人のみ:写し可】
- (4) 法人番号指定通知書【法人のみ:写し可】
 - ・ 国税庁発行のもの。又は「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報を画面印刷 したものでも可
- (5) 身分(元)証明書(本籍地の市町村発行)【個人事業主のみ:写し可】
- (6) 住民票 (続柄及び本籍省略したもの可) 【個人事業主のみ:写し可】
- (7)役員名簿及び組合員名簿【協同組合等のみ】
- (8) 市税納税証明書【全事業主】
 - ・ 市税納税証明書は、日高市管財課のホームページにある市指定様式により税務 課で証明を受けてください(手数料有)。代理人申請等は税務課にご確認くだ さい。

<u>日高市ホームページ>組織から探す>管財課>契約検査担当>申請・届け出様式>競争入</u> 札参加資格関係>(様式)市税納税証明願

- ・ 法人市民税は、申告期限を迎えていない等で証明が出ない場合、税務課収受印のある法人設立届出書(設立/設置)の写しを提出してください。
- ・市税の納付が一時的に困難で、徴収の猶予が認められて「市税納税証明書」が発行されない場合は「徴収猶予許可通知書」(日高市様式:市収税課発行)の写しを提出してください。
- (9)建設業労働災害防止協会加入証明書又は安全衛生大会参加証明書【全事業主】
 - ・安全衛生大会参加証明書の場合は、直近開催の参加証明書を提出してください。
- (10) 建設業許可通知書又は証明書【許可のある場合のみ:写し可】
- ※<u>身分証明書や履歴事項証明書等の証明書につきましては、申請日前3か月以内に</u>発行されたものを提出してください。

6 資格の有効期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

7 その他

(1)審査結果について

日高市ホームページに掲載する「小規模工事・修繕等資格者名簿」をもって「資格審査結果通知書」に替えさせていただきます。(令和7年2月下旬頃掲載予定) 小規模工事・修繕等資格者名簿は、一般に公開します。商号及び名称、法人番号、役職名、氏名、所在地、電話番号、申請業種が掲載されますので、あらかじめご了承ください。

(2)変更届等について

申請後変更が生じた場合は、直ちに競争入札参加資格変更届に関係書類を添えて提出してください。

問合せ先

日高市 総合政策部 管財課 契約検査担当 TEL 042-989-2111(代表) FAX 042-985-4486

別紙

小規模工事の業種

コード番号	業種名
1	土木工事業
2	建築工事業
3	大工工事業
4	左官工事業
5	とび・土工工事業
6	石工事業
7	屋根工事業
8	電気工事業
9	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事業
13	舗装工事業
14	しゅんせつ工事業
15	板金工事業
16	ガラス工事業
17	塗装工事業
18	防水工事業
19	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事業
22	電気通信工事業
23	造園工事業
24	さく井工事業
25	建具工事業
26	水道施設工事業
27	消防施設工事業
28	清掃施設工事業
29	解体工事業